

令和 7 年 6 月 23 日実施 随時監査結果報告

守口市監査委員

1 監査の概要

(1) 監査の種類

財務監査（随時監査）

(2) 監査の期日

令和 7 年 6 月 23 日

(3) 監査の対象期間

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月

(4) 監査の対象

- ・ 納税課（基幹系システム改修業務委託（軽JNKS二輪の小型自動車拡充対応業務））
- ・ 教育総務課（下島小学校残留物廃棄処分業務委託）
- ・ 学校教育課（英語力測定テスト実施業務委託）

(5) 監査の実施方法

守口市監査基準に基づき、各業務のリスクを考慮しながら、関係書類（支出負担行為伺書、起案文書、契約書等）の提出を求め、合規性や効率性等に着目しつつ、総合的な適否を判断の上、監査を実施した。

2 監査の結果

今回の監査において、次のとおり改善すべき事項が認められたので、措置を講じられたい。

（教育総務課）

- ① 契約業者は、業務終了後、報告書に産業廃棄物管理票（マニフェスト）B 2 票（運搬終了の確認）、D 票（処分終了の確認）、E 票（最終処分終了の確認）を添付して提出することとされている。しかし、その内、E 票が提出されないまま業務完了届が提出され、検査も行われた上で委託料が支払われていた。

（学校教育課）

- ① 業務委託契約書第 2 条において「契約金額の内訳は、別紙のとおりとする。」と規定しているが、別紙が添付されていなかった。

- ② 契約書に規定された、受注者による「業務責任者の通知」、「個人情報の取扱いに係る作業責任者の報告」、「業務従事者の管理体制及び実施体制の報告」が履行されていなかった。
- ③ 契約業者から再委託承諾申請書が提出され、再委託承諾書を交付しているが、申請書の收受日及び承諾書発行の起案日・決裁日・施行日が適切ではなかった。